

会社都合の半休拒否は 協約違反だ！

新大阪駅において、所定通りに年休（半休）の申し込みをした組合員に対して、会社は半休を入れる努力もせずに、一方的に半休は取得できないとしました。

会社は、基本協約の議事録確認を持ち出し「業務の正常な運営に支障がない場合に限り半休が取得できる」と、自らが努力することを抜きに、都合良く協約を解釈し、組合員の請求を拒否しました。

組合員は前月までに所定に年休を申し込んでいます。会社には、相当の期間準備できる状態にありました。にもかかわらず一方的に半休の取得を拒否しました。同じ職種にある東京駅では半休を取得することができます。本部は、新大阪駅の全く矛盾する取り扱いを改め、組合員に半休を取得させるよう申第23号（4月22日）で申し入れました。

しかし本社は、「判断は箇所毎に会社が行う」などと、協約を勝手解釈し半休取得の拒否を正当化しています。

本部はこのような会社の誤りを許さず、地方とも連携し、現状を改善させるために闘います。

申第23号

半休単位の年休の取得に関する申し入れ

会社は、2月25日 J R 新幹線関西地本「申第25号」の「半日単位の年休不承認に関する申し入れ」（1月29日付）に対して労使協議の開催を拒否し、幹事間での説明を行った。その内容は、「駅等のように出面での要員確保が必要となる箇所、出面の一員として作業ダイヤにより業務に従事する社員については、半休ではなく、1暦日の年休を取得したほうが正常な業務運営の確保の観点から望ましい。今後についても、半休を取得するにあたり、代替勤務者の手配を伴うような場合等は、従前通り義務的休暇ではない半休

の取得を認めることは基本的に考えていない」と回答した。

しかし、新大阪駅の営業二科は「出面での要員確保が必要となる箇所」ではないと認識する。それは、新大阪駅の営業二科は新大阪駅の基準人員に含まれておらず、1日に必要な出面も明らかにされていない。このような特殊な職場である営業二科は、「出面での要員確保が必要となる箇所」には該当しないからである。

東京駅と新横浜駅の営業二科は、新大阪駅と同じような業務内容の職場であるが、駅の基準人員に含まれていないので半休が取得できる。それは東京駅と新横浜駅の営業二科では、半休を取得する社員が業務を補助する形で勤務しているため、半休を取得する社員の代替勤務者を必要としていない対応がされているからである。

東京駅と新横浜駅の営業二科では、協約に基づいて半休が付与されているにもかかわらず、新大阪駅において半休が付与されないことは、会社が平成23年度協約改訂に関する議事録確認の「半日単位の年休の使途制限廃止」について、「半休を取得することが業務の正常な運営に支障がない場合は、半休の取得を認めることはありうる」との回答に反することである。

以上のことから、新大阪駅営業二科も半休を取得できる職場であると認識する。新大阪駅営業二科で半休を付与しないことは協約違反であり、不当労働行為である。したがって下記の通り申し入れるので、すみやかに団体交渉を開催すること。

記

1. 新大阪駅営業二科における半休不承認は、平成23年度協約改訂に関する議事録確認に反するものである。新大阪駅営業二科において労働協約に則り、請求された半休を付与すること。

【回答】

平成23年度基本協約改訂に関する議事録確認は、半日単位の年休の取得は業務の正常な運営に支障がない場合に限ることを述べているものであり、会社の取り扱いに何ら問題はない。

なお、業務の正常な運営への支障の有無の判断は、箇所毎に状況を踏まえて適切に判断している

組合：請求から相当準備する時間があつたはずである。運営に何ら支障がないように請求している。その請求に対して何ら努力をしない会社は問題である。東京駅では半休が出ている。新大阪駅は、はなから入れる気がないと言わざるをえない。会社回答は納得出来ない。対立である。

会社：組合の主張は分かったが、職場毎で事情がある。個別のことであり、地方でも議論している。

以 上